



令和 7 年 9 月 25 日

埼玉労働局長
片淵 仁文 殿

埼玉地方最低賃金審議会
会長 福田 素生

特定最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 7 月 31 日付け埼労発基 0731 第 1 号をもって諮問のあった下記の特定最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおりの結論に達したので答申する。

記

埼玉県自動車小売業最低賃金
(平成 20 年埼玉労働局最低賃金公示第 7 号)

別添

令和7年9月25日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 福田 素生 殿

埼玉地方最低賃金審議会
埼玉県自動車小売業最低賃金専門部会
部会長 野崎 正

埼玉県自動車小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年8月8日、埼玉地方最低賃金審議会において付託された埼玉県自動車小売業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ね、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員 鈴木 奈穂美
野崎 正
結城 剛志

労働者代表委員 加藤 隆
迫 幸太郎
清水 孝祐

使用者代表委員 安藤 宏
品田 和宏
細井 勝保

(五十音順)

別紙

埼玉県自動車小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

埼玉県自動車小売業最低賃金

1 適用する地域

埼玉県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,152円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月1日